

個人住民税を特別徴収で納めるときのよくあるお問い合わせ

Q 市民税・県民税（特別徴収分）の納入期限はいつまでですか？

A 各月分の納入期限はその翌月の10日までです。例えば6月分であれば7月10日が納入期限です。（10日が金融機関等の休業日であれば、その翌営業日が期限になります。）

Q 特別徴収税額の納入書を書き損じてしまったのですが、どうすればよいですか？

A 納入書綴りの後ろにございます白紙の納付書をお使いください。もしくは、本市ウェブサイト「市民税・県民税特別徴収分再発行納入書」を掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

Q 所得税で納期の特例を受けていますが、市民税・県民税でも受けるにはどうすればよいですか？

A 「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」に必要事項をご記入の上、財政局納税管理課まで郵送または持参にて申請書を提出してください。※審査には概ね2週間程度かかります。申請書等は、本市ウェブサイト「納期の特例の申請と納入について」に掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

横浜市 納期の特例

検索

【提出先】横浜市財政局納税管理課

〒231-8313 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話：045-671-3096 受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始(12/29～1/3)を除く）

Q 普通徴収から特別徴収に変更する際、既に納期が過ぎた普通徴収分も併せて特別徴収にしてもらうことはできますか。

A 納期が過ぎた普通徴収を特別徴収にすることはできません。普通徴収の納期限前に「特別徴収への切替依頼書」が横浜市特別徴収センターに届くようにご提出ください。なお、口座引落しによる納付方法を選択しておられた場合、納期前であっても口座の停止ができない場合もありますので早めにご提出ください。

横浜市 異動届

検索

【提出先】横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）

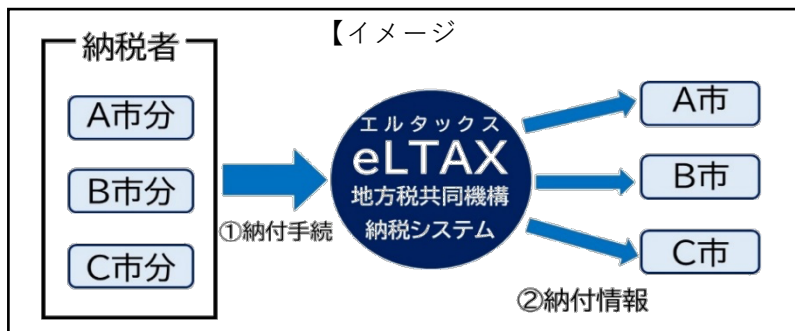
〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話：045-671-4471 受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始(12/29～1/3)を除く）

窓口に出向かずに地方税が納められます！

■ 地方税共通納税システム

eLTAXを使用し、全ての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税を行うことができます。さらに、複数の地方公共団体に対して、それぞれの税目ごとに一括で納付・納入ができます。インターネットバンキングやダイレクト納付、クレジットカード等での納付に対応しています。ご利用方法等の詳細は、eLTAXウェブサイトをご覧ください。



エルタックス

検

索

【対象税目】

- 法人市民税 ●事業所税 ●個人市民税・県民税（特別徴収分、退職所得分）
- 固定資産税・都市計画税(土地・家屋) ●固定資産税(償却資産) ●軽自動車税(種別)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、パソコンやスマートフォンによる電子納税をご活用ください！

・地方税共通納税システム ・ページー納付 ・クレジット納付 ・スマホ決済